Ⅰ 台風第22号・第23号の被害からの復旧・復興　３９億円

１ 被災者の生活再建・住まいの確保　１億円

○ 住宅被害対策区市町村支援事業　１億円

国制度の対象となっていない一部損壊住宅等の補修工事に対し、
町村を通じて都がその費用の一部を補助

２ 被災した事業者への支援　３７億円

○ 地域企業再建支援事業　２２億円

建物・設備等が被災した中小企業者等の復旧・復興に向けた取組に要する経費を補助

○ 地域企業再建緊急特別雇用支援事業　８億円

従業員が離職し島外に転出することを防ぎ、島内事業者の早期かつ安定的な事業の立ち上がりを支えるため、事業者の再建に必要となる給料等相当額を補助

○ 山村・離島振興施設整備事業　２億円

被災した農業者等の施設等の復旧及び再建のための整備等を支援

○ 八丈島等観光復興支援事業　２億円

被災した観光施設等の原状復旧整備を行う町村（八丈町・青ヶ島村）を支援するほか、八丈島や青ヶ島への誘客につながる観光キャンペーン（旅行割引の実施等）を展開

○ 農地及び農業用施設の災害復旧　２億円

被災した農地及び農業用施設の災害復旧等に要する経費を補助

○ 災害復旧資金融資等利子補給　－ 億円
（債務負担行為２億円）

災害復旧資金融資を利用する都内の中小企業者等に対し、返済負担を軽減するための利子補給金（補助対象となる利子の３分の２相当）を交付

３　インフラの復旧　　　　　　　　　　　　　１億円

○ 基盤整備促進事業（三根河尻水路改修工事に対する補助）　　　－ 億円
（繰越明許費０．４億円）

年度内に工事を完了することが困難になったため、繰越明許費を設定

○ 砂防施設緊急簡易対策工事　　　－ 億円
（債務負担行為０．６億円）

土石流・流木捕捉工事等について、新規工事着手に必要となる債務負担行為を設定（八丈町末吉地内）

○ 砂防施設緊急簡易対策詳細設計　　　－ 億円
（債務負担行為０．５億円）

簡易対策設計、地質調査等について、新規設計着手に必要となる債務負担行為を設定（八丈町地内）

○ 道路災害防除設計　　　－ 億円
（債務負担行為０．２億円）

道路復旧の設計について、必要となる債務負担行為を設定（八丈町末吉地内）

○ 地方港湾建設事業　　　７百万円

港湾施設の復旧工事に係る経費を計上（神湊港）

○ 漁港建設事業　　　０．１億円

漁港施設の復旧工事に係る経費を計上（神湊漁港・八重根漁港）

○ 空港整備事業　　　０．９億円

空港施設の復旧工事等に係る経費を計上（八丈島空港）

４　都関連施設の整備　　　　　　　　　　　　－億円

○ 島しょ農林水産総合センター施設整備　　　－ 億円
（繰越明許費０．５億円）

施設の一部を解体する工事について、年度内に工事を完了することが困難になったため、繰越明許費を設定

○ 仮設住宅の建設（ムービングハウスの活用）　　　－ 億円
（債務負担行為１億円）

短期間で設置が可能かつ、他用途への転用も可能なムービングハウスを活用し、半壊した教職員住宅の居住者向けの仮設住宅を設置